

さいたま市選挙管理委員会告示第5号

令和8年3月15日執行のさいたま市議会議員補欠選挙（中央区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日及び登録日は次のとおりである。

令和8年1月29日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野崎 正

1 登録基準日 令和8年3月5日

（ただし、年齢要件については令和8年3月15日）

2 登録日 令和8年3月5日